

中核機関としての役割

相談窓口

成年後見制度に関することをはじめ、権利擁護に関するご相談を広く受け付けます。

広報・啓発

市民のみなさんに成年後見制度の理解や、地域の権利擁護の促進を目的とした説明等を行います。

利用促進

成年後見制度利用のための支援や、担い手の育成・活動促進、適切な後見人候補者を推薦できるよう取り組みます。後見人が選ばれた後も、関係者で支えあえるようにチームづくりに協力します。

後見人支援

後見人が孤立しないよう、日常的な相談や、本人の意思決定支援を適切に行えるようサポートします。ご本人を支えるチームが上手く機能するためのコーディネートをします。

権利擁護とは？

全ての人々が自分らしく暮らす権利をまもることです。

権利擁護センターもみじ

お問い合わせ・ご相談窓口

TEL 0824-63-3340

FAX 0824-62-6827

Eメール momiji@bd.wakwak.com

〒728-0013

広島県三次市十日市東三丁目14番1号

三次市社会福祉協議会(三次市福祉保健センター内)

[受付時間]

月～金曜日/午前8時30分～午後5時15分
(祝日、年末年始を除く)

相談は
無料です

交通のご案内

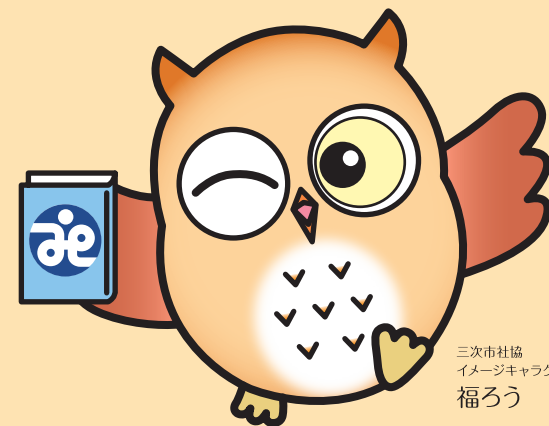


成年後見制度に関する相談は

権利擁護センターもみじへお気軽にご相談ください！

あなたのくらしと
権利をまもります

三次市社会福祉協議会



権利擁護 センターもみじ



このようなお困りごとはありませんか？



お金の管理が
しっかり出来ない

よくわからないまま
訪問販売に
お金を払ってしまう

一人では書類の
手続きが出来ない

子どもに障害があり
親亡き後が心配

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が
不十分な方が、安心して暮らせるようお手伝いします。

権利擁護センターもみじ ってどんなところ？

権利擁護センターもみじは、三次市にお住いの方やそのご家族、支援関係者から、成年後見制度や権利擁護を目的とした生活の困りごとに関する相談をお受けし、様々な関係機関と連携しながら解決に向けた支援を行う相談窓口です。



中核機関とは？

三次市では、必要な方が必要な時に成年後見制度を利用でき、権利擁護の支援を受けることができるような体制として、成年後見制度中核機関を、令和6年10月1日に設置しました。

これまであった「権利擁護センターもみじ」が、従来の業務に加え、誰もが権利擁護に関する悩みを相談でき、必要なときに適切な支援につながるように、地域で支えるネットワークの中心となる「中核機関」としての活動を開始することになりました。地域における連携や対応強化の推進役としての役割を担っています。

お金のこと、将来のことなど、成年後見制度に関することを安心して相談できる相談窓口です。



ご相談の流れ



① 相談

電話、来所、訪問



② 面談

具体的な内容の聞き取り



③ 支援方法の 検討・調整

必要に応じて
関係機関との調整



権利や財産をまもる制度があります

● 将来、認知症になった後が心配な人。(現在は元気)

● 特定の人に将来のことをお願いしておきたい。

任意後見制度

● 高齢や障害により、判断能力が低下し日常生活に不安がある人。(契約能力はあり)

● 本人の希望で金銭管理や書類の預かりをどこかに頼みたい。

福祉サービス
利用援助事業
かけはし

● 日常的なことは自身でできるが、重要な手続き・契約をひとりで決めることが心配な人。(判断能力が不十分)

● 本人の代わりに難しい手続きをしてくれ、間違った時に言ってくれる人が必要な場合。

法定後見制度
補助

● 日常的なことは自身でできるが、重要な手続き・契約をひとりで決めることが難しい人。(判断能力が著しく不十分)

● 重要な契約の時に本人の代わりに判断をしてくれる人が必要な場合。

法定後見制度
保佐

● 日常の場面も含め、重要な手続き・契約をひとりで行うことが難しい人。(ほとんど判断出来ない)

● あらゆる契約や手続きの時に本人の代わりに判断してくれる人が必要な場合。

法定後見制度
後見